

笠山町自主防災会会則

第1条 (名称および事務所)

本会は、草津市笠山町自主防災会（通称：自主防災委員会）と称し、事務所を笠山会館内に置く。

第2条 (目的)

本会は、笠山町内会における火災・震災等の災害の防止および軽減をはかるために、町内全体の連携を保ち地域の安全意識を高めるとともに研さんし災害のない安全な地域社会に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 震災・火災等の有事に関する啓発ならび訓練・学習に関する内容
2. 町内会が管理する設備ならびに備品類の管理
3. 公設消防隊の行う予防運動行事の参加ならびに協力
3. 火災発生時の初期消火ならびに公設消防団との連携
4. 近隣町内会との協力事業ならびに救援活動
5. 上記に関連または付帯する事項

第4条 (組織ならびに構成員)

本会は、笠山町に在住し、もしくは事務所、店舗、作業所等を有するもののなかから町内会長より委嘱された者ならびに各組から選出された委員で組織するものとし、構成は次のとおりとする。

管理者	1名
委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名

管理者は、町内会長とする。

委員長、副委員長は、町内会長が推薦し、役員会で承認を得るものとする。

委員の人数については、町内会役員会で決定する。

第5条 (職務)

第3条の職務は、次のとおりとする。

管理者は、行政ならびに公設消防局（湖南広域消防局）の窓口となり、地域安全管理者の責務を担当するとともに、本会活動の基本的方針の決定および事業計画の承認を行う。

委員長は、本会を統括して年間事業計画の策定および事業の推進にあたる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

委員は、第3条に定める事業の運営にあたるともに、組長との連携し組内の安全に対する点検をおこなう。

第6条（任期）

管理者、委員長、副委員長の任期は1年とし、町内会総会から次年度総会終了時までとする。

委員の任期は、1年とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

各委員の再任は妨げない。

第7条（会議）

本会の会議は、次のとおりとする。

委員総会 委員総会は、毎年1回開催するものとし、委員会の運営ならびに年間事業計画に対する基本的な取り組み方法等について審議する。

運営会議 運営会議は、必要の都度開催するものとし、事業の具体化ならびに運営状況の確認等を行う。

第8条（必要経費）

本会の運営に必要な経費については、原則として町内会会計にて賄うものとする。

第9条（雑則）

（この会則に定めのあるものの他、会の運営に必要と判断される事項については、委員長から組長会に諮りこれを定める。

この会則の改廃については、町内役員会の承認を得るものとする。

2. この会則に定めのない事項および本会の運営に対し、重要と判断される事項および住民全体の周知が必要な事項については、委員長から町内役員会にはかり円滑な運営に努めるものとする。

付則

この会則は、平成3年8月24日（自衛消防隊の結成）より施行する。

平成20年4月12日 笠山自衛消防隊から現名称に改称

平成28年4月17日 笠山町防災委員会から現名称に改称